

令和 6 年第 3 回臨時会

湯前町議会会議録

開会 令和 6 年 4 月 2 2 日

閉会 令和 6 年 4 月 2 2 日

熊本県球磨郡湯前町

令和6年第3回臨時会

会 期 令和6年4月22日（月） 1日間

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
4	22	月	本会議	午後2時	開会宣言 会期の決定 議案審議

第 1 号

4 月 22 日 (月)

令和6年第3回湯前町議会臨時会

[第1号]

令和6年4月22日
午後2時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	承認第 2号	専決処分承認について（湯前町税条例の一部を改正する条例について）
日程第 4	承認第 3号	専決処分承認について（湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
日程第 5	議案第49号	工事請負契約の変更について
日程第 6	議案第50号	令和6年度湯前町一般会計補正予算（第1号）について
日程第 7		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 吉田精二	2番 西靖邦
3番 遠坂道太	4番 椎葉弘樹
5番 森山宏	6番 黒木龍次
7番 味岡恭	8番 倉本豊
9番 山下力	10番 金子光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 赤 池 昌 信 議 会 事 務 局 主 事 中 山 政 人

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文
教	育	長	長	村	富	人	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	課	長	崎	真	介	保	福	課	高	木	堅	介
建	設	課	長	森	一	彦	企	観	課	伊	藤	賢	郎
教	育	課	長	田	誠	徹	農	振	課	高	橋		誠
会	計	管	理	園		二							

開議 午後2時00分

—————○—————

○議長（金子光喜君） ただいまから、令和6年第3回湯前町議会臨時会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として課長職及び各課職員が通知されています。

—————○—————

○議長（金子光喜君） 日程に入る前に、清藤副町長から就任挨拶の申し出があります。これを許します。

○副町長（清藤浩文君） 議員の皆様、そして傍聴においでの皆様こんにちは。

4月1日付けで副町長を拝命いたしました、清藤浩文でございます。

臨時議会の貴重な時間に発言の機会をいただき感謝申し上げます。また、去る3月15日の令和6年第2回定例会におきまして、副町長選任の同意をいただき、重ねて感謝申し上げます。

まず、自己紹介をさせていただきます。

私は、昭和38年5月に湯前町生まれ、現在60歳でございます。昭和61年3月に宮崎大学農学部を卒業し、同年4月に農業土木技術職員として、熊本県庁に入庁いたしました。県庁では本庁9か所、出先6か所、東京にあります日本農業集落排水協会と合わせて16か所、38年間勤務いたしました。その間、土地改良事業や農村環境整備、中山間地域の振興、鳥獣被害対策など、熊本県の農業・農村の振興に関わる仕事に携わってまいりました。また、平成28年の熊本地震のときには、農林水産政策課の審議員として、農林水産部全体の復旧復興に、令和2年7月豪雨のときには、農地整備課長として、農地・農業施設の復旧復興に携わった経験がございます。

さて、湯前町は少子高齢化の進行により、全ての産業において就業人口が減少しており、担い手不足などの課題が山積しております。また、災害復旧からの復旧についても道半ばの状況にあると認識しています。さらに、県北地域においては、TSMCをはじめとする、半導体関連産業の進出により、100年に1度のビッグチャンスとして、経済発展が見込まれていますが、現時点で県南地域への波及効果は少ない状況にあると思っています。

一方で、本町には基幹産業である農林業、城泉寺や下町橋をはじめとした、歴史文化施設、豊かな田園風景、都市住民との交流拠点である湯前まんが美術館や湯楽里など、多くの資源が存在しています。くま川鉄道の全線復旧を見据えて、町にある地域資源を有機的に連携することで交流人口や関係人口を増加させ、ひいては産業の振興、町の活性化に繋げることができるのではないかと考えています。

本町の目標である町民1人1人が夢と誇りを持って、活力ある未来を創造し、人と自然と歴史が調和したまちづくりの実現に向けて、長谷町長の補佐役として、これまでの経験を最大限活かし、もとより微力ではございますが、誠心誠意職責を果たす所存でございます。

最後になりますが、町民の皆様のご意見を真摯に受けとめ、町政に反映してまいりたいと考えておりますので、町民や議会の皆様のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、就任のご挨拶とさせていただきます。

○議長（金子光喜君） 清藤副町長のご活躍を祈念いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（金子光喜君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、椎葉議員、森山議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（金子光喜君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第2号 専決処分承認について（湯前町税条例の一部を改正する条例について）

○議長（金子光喜君） 日程第3、承認第2号「専決処分承認について（湯前町税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） それでは、承認第2号、専決処分承認について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、地方税法等の一部を改正する法律の令和6年4月1日施行に伴い、条例の一部改正が必要となり、専決処分したのでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**税務町民課長（北崎真介君）** 承認第2号、湯前町税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この改正は、令和6年3月30日に公布された地方税法を始めとした上位法令等の一部改正に伴い行ったものでございます。なお、議案説明資料にあります「01承認第2号 参考資料1」の地方税法等の一部を改正する法律及び政令の概要は、総務省の資料で、改正する地方税法等の概要ですので、都道府県税も含んでおりますが、それを受けての税条例の改正ですので、参考にご覧ください。また、「01承認第2号 参考資料2」は、今回の改正において、本町に関連する主なものでございますので、こちらもご参考になさってください。また、本町に関しましては、定額減税のほか、制度の延長などで、それほど大きな改正はございませんが、新設の条文が追加となっており、全てを読むのには時間がかかりますので、内容、要旨の説明とさせていただきます。

それでは、14ページからになります。新旧対照表により御説明します。

新旧対照表の右側が改正前、左側が改正後で、改正の箇所は、下線表示のある部分になります。

第34条の7第1項は、下線表示の部分「若しくは金銭」を削除し、規定を整備したものです。次の第1号も同様ですが、15ページをお願いします。

その中に改めた「リ」のとおり、公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備となります。令和6年中に提出される予定の法案の交付、施行によりますので、この条文に対する施行日等については、今のところ未定となっております。

以下、地方税法等の改正を、単に法改正とさせていただきます。それ以外の法律等は、必要に応じてお示しします。

その次の、第51条第2項は、「によって」を「により」と以下にも出てまいりますが、書きぶりの統一を図っております。但し書きの追加は、職権による減免を可能とする規定の追加で、申請者に必要以上の負担を求めない効果もあります。

その下の第56条は、「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める引用の修正です。法改正に合わせた改正となりますが、施行日が令和7年4月1日のため、まだ、対応するものではございません。

16ページの中ほど、第71条第2項は、「によって」を「により」に改め、下線部分の但し書きの追加は、第51条第2項と同じく職権による減免を可能とする規定となります。

第3項は、「によって」を「により」に、2行目「においては」を「には」と改めています。

17ページをお開きください。

第139条の3は、第51条第2項及び第71条第2項の改正と同様で、字句の整理と、職権による減免を可能とする規定の追加となります。

続きまして、附則第4条の2は削除となります。これは、単に課税標準の計算を定めるものであるため、条例の性格を踏まえ削除されるものでございます。

続けて、第5条の2につきましては、今年1月1日に発生しました能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の新設です。

これは、能登半島地震の被災者の負担軽減を図るためのものでございます。現行法規ですと、令和6年中の被災ですので、所有する物件の損害は令和6年分の所得税の申告となり、住民税は令和7年度の課税において控除されますが、この改正により、令和5年分として申告でき、住民税も令和6年度の課税において、控除されることとなります。異例のスピードで法改正がなされたものです。今のところ、本町には対象となる方はいらっしゃらないようです。

第1項以下は、18ページにかけて、主にこの条例を適用した場合にそれ以後の年度分での損失の重複等の防止及び申告書への適用を受けたい旨の記載事項の確認、提出期限等を定めた規定となります。

その下、第6条は、同じく特例に係る法改正により追加された地方税法附則第4条の4、に対応した令和6年度能登半島地震災害に係る雑損控除額の特例の創設と、同条の創設に伴う現行地方税法附則第4条の4の繰り下げに対応する引用の修正です。いわゆる、条ズレへの対応修正となります。

19ページをご覧ください。

第7条の5は、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除、新設です。

第1項は、1,805万円の合計所得金額の制限を設け、所得割額から控除する旨、定めております。

第2項は、読替え規定となります。

第7条の6の規定は同じく新設で、令和6年度課税分に限って、納税通知書に記載すべき現行法規の規定にかかわらず、各納期の納付額の記載について定めるものでございます。第1号は、普通徴収について、第1期において控除し、20ページから21ページにかけて、第2号以下では、第1期から控除しきれなかった際、第2期以降、順次控除していき、その額を記載する旨、規定しております。

21ページの中ほどの、第2項は、普通徴収される場合には、第1項の規定は適用しないとしています。

その下、第7条の7は、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例について、年金からの特別税額控除の額について、特別徴収、普通徴収の方法によって徴収すべき町民税の額を定め、第1号以下においては、24ページにかけて、控除の方法を

規定しております。年金支給月である10月から控除し、引ききれなかった場合には、3月までの期間で、順次、控除していく旨、規定しております。

第2項は、第1項の規定の適用のある場合に年金からの特別徴収の方法の読替規定で、第3項は、26ページにかけて、順次、特別税額控除後の徴収すべき特別徴収の税額を規定しております。

第4項は、この第3項を規定の適用への読替となります。

第5項は、特別徴収税額に係る特別徴収対象年金所得者が当該年金保険者から特別徴収対象年金給付の支払を受けないこととなった場合など、直ちに直近で普通徴収に切り替えるという規定です。

中ほど、第7条の8は、同じく新設です。

令和7年度の個人住民税の特別税額控除に係る規定です。

減税の実効性を高めるため、所得税・住民税の制度の連携により、令和6年分の所得税額を所得税減税額が上回る場合に、令和7年度分の個人住民税において残りの額を控除できる規定となります。

第8条は、条ズレによる改正と、読替え規定の追加となります。これは、特別税額控除の算定に用いる「所得割の額」について、その規定の適用後のものとなるようにするための規定です。

27ページをお願いします。

第10条の2は、法改正により、第14項が新設で追加となり、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について我が町特例の割合を7分の6と定めるものでございます。

以下、改正前の第14項から20項までは、1項ずつ繰下げ、引用する法附則の繰下げに伴う改正となります。

第21項は、都市緑化支援機構の創設を含む都市緑地法の改正に伴う法附則の改正に伴い削除されたものでございます。

第22項、28ページになりますが、第23項は、引用する法附則の繰上げに伴う改正です。

第24項は、新設で都市再生特別措置法に対応するもので、固定資産税の課税標準の特例措置として、我が町特例の割合を2分の1とする規定となります。

改正前の第26項、27項は、それぞれ繰り下がり、第27項、28項となったものでございます。

第10条の3、第3項は新設です。これは、認定長期優良住宅に係る特例について、一定の要件を満たせば、申告書の提出がなくても、その特例が適用できるという規定となります。

以下、改正前の第3項以下、30ページの第14項まで、それぞれ1項ずつ繰り下がり、引用する法附則の改正による繰下げ、項ズレに伴う改正となります。

30ページの中ほど、第11条の見出しは、法改正に合わせた改正で、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」と改めたものでございます。年度更新となります。

第11条の2は、見出しと共に、年度更新となります。これは、3年に一度の評価替えの年は、本年、令和6年度で、次が令和9年度となりますが、土地価格の下落があれば、評価替えの年度ではない年度にも価格の修正ができる規定の更新です。

第12条の規定も法改正に合わせた改正で、改正前のかっこ書きの部分の特例を削除したほかは、主に年度更新となります。

第1項につきましては、評価額の5パーセントを前年度の課税標準額に加算して、当該年度の課税標準額を算出する規定です。おおよそ、評価額に対する課税標準額の割合である負担水準としては、平成18年改正により続いておりますので、課税標準額は既に7割前後まで上がっており、また、評価額も下降してきておりますので、頭打ちの状態で、本町では土地に係る税額としては大きくは反映していない状況です。

第2項以下、32ページの第5項までは同じく年度更新となります。

33ページをお願いします。

第13条についてもかっこ書きの部分の削除と年度更新となり、第15条は、同じく年度更新と期間の延長となります。

34ページをお開きください。

第16条の3第3項第5号は、特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、上場株式等の配当所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加となります。

続きまして、中ほど第16条の4第3項第5号は、同様に特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、土地の譲渡等に係る事業所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加です。

次の第17条第3項、35ページになります。第5号は長期所得、第18条第5項第5号は短期所得、第19条第2項第5号は一般株式等に係る譲渡所得等、20条第2項第5号は先物取引に係る雑所得等、36ページになりますが、20条の2第2項第5号特例適用利子等及び配当等、20条の3第2項第5号及び第5項第5号は条約適用利子等及び条約適用配当等と、特別税額控除の対象となる所得割の額について、それぞれに係る個人住民税の所得割の額を含める読替え規定となります。

次に別表の別表1ですが、38ページの下から二つ目の第34条の7第1項第1号りに掲げる金銭を寄付金に改めました。

これは、先ほど説明しました法改正により第34条の7第1項第1号りが改められたことに伴う規定の整備となるものです。

13ページをお願いします。

附則第1条において、この条例は令和6年4月1日から施行としていますが、各関連法令等の施行日、又は条例改正の各々対応するところを、令和6年7月1日、また、第3号でも今後、関連する法律の公布があった場合のその施行日の属する年の翌年1月1日を施行日として区分して定めております。よって、まだ法案が成立しておりませんので、法律番号は確定しておらず空欄となっております。

第2条以下、第3条まで、この改正による適用について、各税の経過措置をそれぞれ定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号「専決処分承認について（湯前町税条例の一部を改正する条例について）」を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第4 承認第3号 専決処分承認について（湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（金子光喜君） 日程第4、承認第3号「専決処分承認について（湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 承認第3号、専決処分承認について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、地方税法等の一部を改正する法律の令和6年4月1日施行に伴い、条例の一部改正が必要となり、専決処分を行ったものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**税務町民課長（北崎真介君）** 承認第3号、湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この改正は、国民健康保険を行う市町村が、その特別会計において負担する費用に充てるため、国民健康保険税を課することができる旨、地方税法第703条に規定されておりますが、課税額の合計額やその区分等のほか、第11、第19、第27項それぞれに基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額について、納税者間の負担の公平を考慮して政令の定める金額を超えることができないとあり、その政令である地方税法施行令に規定されている金額の改正によるものでございます。これは、先に公布済みの国民健康保険法の一部の改正と同様でございます。

今回の改正は、令和5年度の改正に引き続き、同様の2点でございます。

1点目は、課税限度額の引き上げで、2点目は、軽減判定所得の基準額の見直しでございます。

1点目の課税限度額の引き上げについては、医療給付費の増加が見込まれる中、国民健康保険税の課税限度額を引き上げることで、課税の公平性と低所得者層の負担増に配慮しつつ、中間所得層の負担の軽減を図るためのものでございます。

被用者保険において、0.5パーセントから1.5パーセントになるように法定されている課税限度額の超過世帯割合について、国民健康保険では1.5パーセント台となるよう課税限度額を段階的に引き上げられてきております。

基礎課税額、後期高齢者支援金課税額、介護納付金課税額それぞれの超過世帯割合のバランス等を考慮し、超過割合の高い2.25パーセントである後期高齢者支援金課税額を2万円引き上げて2.13パーセントとし、基礎課税分及び介護納付金課税額は据え置きとなりました。

令和6年度は、このままですと、1.42パーセントと想定されておりますので、この改正によって、1.35パーセントとなる見込みとなっておりますが、この推計はコロナ過での令和2年度の所得を用いておりますので、経済状況の戻りつつある足元では、実際の限度額超過世帯割合は1.5パーセントを上回っているのではとみられております。

この改正により、課税限度額の総額は104万円から106万円となりました。

令和5年度で見ますと、後期高齢者支援金課税額で対象が8世帯から6世帯、全体の1.1パーセント、増収となる額は13万3,000円程度となっております。まだ、確定申告後の所得の把握、整理が終わっておりませんので、令和6年度での試算が出来ておりませんが、令和5年度の超過税額が大幅になっている訳ではありませんので、この2万円の引き上げが令和6年度においても丸々増収とはならないと予想しております。それか

ら、2点目の5割軽減及び2割軽減の基準額の見直しについては、令和5年度の改正でも見直されておりますが、今回、経済動向等を踏まえ、これまで、この軽減を受けている世帯が生活水準が変わらなければ、引き続き軽減を受けられるようにするための改正でございます。

課税限度額の引き上げ同様、令和6年度の課税が確定しておりませんので、その影響はまだ分かりませんが、令和5年度で試算してみますと軽減世帯に変更はないようです。しかし、それぞれの軽減の基準額の見直しにより、引き上げとなりますので、実際には、所得の変化も相まって軽減に該当する世帯の増減があると見込まれております。なお、この減収額は、国・県・町からそれぞれの割合で負担され、繰り入れられます。

それでは、4ページの新旧対照表から御説明いたします。

第2条第3項については、後期高齢者支援金等課税額の合算額と超える場合の額、いわゆる、課税限度額22万円を24万円に改めました。

第23条第1項につきましては、軽減額の計算過程のうち、合算額から減額する額を、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引き上げにより、22万円から24万円に改め、第2号では5割軽減の所得の基準額を算定する計算のうちで、被保険者数等にかける額29万円を29万5,000円に、5ページの上ですが、第2号で規定しております2割軽減につきましても同様に、53万5,000円を54万5,000円に改めました。

3ページに戻りまして、附則において、この条例は令和6年4月1日から施行としております。

また、承認説明の資料として、議案説明資料フォルダ内に、「01 承認第3号 参考資料」として、改正に係る政令の概要及び改正の内容についてのイメージ図を添付しておりますので、参考にご覧下さい。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○1番（吉田精二君） 国民健康保険税におきましては、応能割と応益割が本町の場合には採用されておると思いますが、現在これで多少変わると思いますが、令和5年度で試算した場合に応能割・応益割の割合はいくらぐらいになるのでしょうか。

○税務町民課長（北崎真介君） ちょっと今数字的にちょっと持っておりませんので、あれなんです、ちょっと後でお知らせします。ただあまり、ほぼ変わらない状態だと思っております。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第3号「専決処分承認について（湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第49号 工事請負契約の変更について

○議長（金子光喜君） 日程第5、議案第49号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第49号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

R2災補道第4044号 町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事（第2工区）について、契約の金額に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（稲森一彦君） 議案第49号、工事請負契約の変更について、御説明いたします。

契約の目的、契約の方法については変更前と同じです。

契約の金額について、変更前の1億6,005万円を変更後において、9,572万5,523円とするものです。

主な変更理由としまして、この災害復旧工事の隣接地が国有林となっており、林野庁所管の治山工事が施工されており、治山工事の新流路の関係から町道部分も治山工事の附帯工事となりました。このことにより、当初計画していた道路土工、補強土壁工など、町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事（2工区）の予算に係る分6,432万4,470円の変更減額となりました。

なお今回の変更につきましては、国土交通省と設計協議を変更、設計変更協議を終えての工事変更契約となります。

契約の相手方につきましても変更前と同じです。

2 ページに仮契約書、またタブレットに議案説明資料として、関係する平面図、標準横断図を資料として添付しております。平面図に青文字で国土交通省協議に伴う設計変更箇所3工区と表示している部分に変更減とするところになります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○2番（西 靖邦君） これ国交省と協議されたことで、これ発注前の国交省と災害査定協議はされたんですか、発注前の。

○建設水道課長（稲森一彦君） 当然災害復旧工事でございますので、国庫補助事業関係になります。その際については査定を受けております。査定の際にはですね、令和2年ということで、当時は大規模災害ということで崩土等がございまして、実際設計に当たりまして見えない部分等がございまして。今回隣接する部分が林野庁所管の治山工事というふうに申しましたけれども、それに伴いまして、町のほうでも工事が発注できておりますので、その際に実際崩土を除去してみなければわからない部分、当時設計で見えなかった部分がありますので、実際の工事に入りまして、見えてくる部分が出てきまして、今回の変更減というふうになったところでございます。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号、「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第50号 令和6年度湯前町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（金子光喜君） 日程第6、議案第50号「令和6年度湯前町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第50号、令和6年度湯前町一般会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 874 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 45 億 8,586 万 6,000 円とするものでございます。

今回の補正につきましては、役場庁舎屋根防水工事及び指定避難所空調整備工事に伴う管理業務委託の計上、定額減税に係るシステム改修委託料等、緊急性の高い事業に關します予算を計上させていただいております。また、地方債の変更・補正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**総務課長（西村洋一君）** それでは、議案書の事項別明細書の歳出、12 ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 2 文書広報費、節 13 使用料及び賃借料 2 万 7,000 円は、広報・旬報デザイン作成ソフト使用料でございます。当初予算議決後に料金改定が行われまして、予算が不足しますので増額計上いたしました。

目 5 財産管理費、節 12 委託料 330 万円は、役場庁舎屋根防水等工事管理業務でございまして、工事が適正かつ正確に履行されることを目的に計上いたしました。

目 8 防災諸費、節 12 委託料 331 万 4,000 円を計上いたしました。内訳といたしまして、上段から、防災ラジオシステム維持管理業務委託料 1 万 4,000 円は、当初予算提出後に料金改定が行われ、予算が不足しますので増額計上いたしました。

下段の湯前町指定避難所空調整備工事管理業務 330 万円は、工事が適正かつ正確に履行されることを目的に計上いたしました。なお、指定避難所空調整備工事管理業務の財源は全額緊急防災・減災事業債を充当いたします。交付税措置は 70 パーセントでございます。

目 11 電算情報管理費、節 13 使用料及び賃借料 89 万 7,000 円は、当初予算において、w i - f i 対応用シンクライアントノートパソコンの備品購入費を計上しておりました。これは、パソコン本体のみを購入する予算でありまして、利用するためには別途接続のための費用が必要となります。当初予算で接続サービスに係る使用料も予算化するはずでございましたが、端末の納品予定日が不確定で、数か月間は納品までに時間がかかるようでしたので、実際に納品日が確定するタイミングで予算を計上することとし、この度 7 月末から 8 月にかけて納品可能ということが判明いたしましたので補正予算で計上いたしました。したがって、8 月以降の 8 か月間分のシンクライアント機器サービス利用料を計上しました。

目 13 定額減税にかかる調整給付事業費、節 12 委託料 190 万 1,000 円は、国の定額減税に伴います、システム改修費でございまして、通常分は当初予算にて計上しておりましたが、その後、定額減税しきれない方への国の対応が定まったことに伴い、新たにシ

システム改修が必要になったものでございます。なお、財源は国から全額交付される予定ではございますが、こちらの詳細が示されておりませんでしたので、一旦一般財源を充てておいて、確定次第財源更正をさせていただきます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 3 社会福祉施設費、節 12 委託料マイナス 200 万円と、節 14 工事請負費マイナス 2,000 万円は、高齢者福祉センター湯愛の浴場改修に伴う管理業務委託料と工事費でございます。これはすでに先の 3 月定例会の議案審議の際にもご説明しているところでございますが、改めて御説明いたしますと、もともと令和 5 年度内の交付決定は難しいと国から知らせがあり、令和 6 年度の当初予算にて計上していたところでございます。その後、3 月定例会の補正予算提出後の、令和 5 年 2 月 29 日付で決定の内示が届きましたので、急遽、令和 5 年度一般会計補正予算（第 11 号）にて追加計上し、事業は令和 6 年度に繰り越しているところでございます。よって、関係する予算が令和 6 年度予算と令和 5 年度予算の 2 重に計上されている形でございますので、不用となりました令和 6 年度の当初予算に計上した分を更正減額させていただきます。なお、令和 6 年度予算の財源を公共施設等整備基金から繰り入れることとしておりましたので、歳入のほうで同基金からの繰り入れを更生減額しております。

款 7 土木費、項 3 河川費、目 1 河川総務費、節 12 委託料 3,000 円は、排水樋管操作委託料を増額計上いたしました。これは県の委託事業になりますが、人件費等の見直しによりまして契約額が増額したものでございます。場所は、下里の御大師の弓道場の裏手になりますが、都川の対岸でございます。なお、財源といたしましては、全額県から委託金として支払われますので、歳入のほうで、款 15 県支出金の土木委託金を同額で増額計上しております。

項 5 住宅費、目 1 住宅管理費、節 14 工事請負費 350 万円は、上牧原住宅 2 棟の解体工事でございます。この度、入居者の方が退去されましたので、その 2 棟を解体するものでございます。

款 9 教育費、項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費、節 11 役務費 2 万円は、新たに任用されました地域おこし協力隊が使用されます活動車両の保険代となります。

節 13 使用料及び賃借料 29 万 7,000 円は、地域おこし協力隊が使用します活動車両のリース料となっております。なお、財源といたしましては、地域おこし協力隊関係の経費は特別交付税で措置されることとなっております。

次に、歳入の説明です。11 ページをお願いいたします。

歳出の説明の際に歳入も説明したもの以外のものについて説明いたします。

款 19 繰越金に、この度の補正に伴い 995 万 6,000 円を追加し、調整をいたしました。

8 ページをお願いいたします。

第2表 地方債の補正で変更です。

歳入で説明いたしました、緊急防災・減債事業債の限度額を変更するものです。

町債の総額は、6億2,000万円となります。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○2番（西 靖邦君） 12ページですけど、目5の財産管理費、節12ですけども、役場庁舎屋根防水等工事監理業務330万円となっています。これ防水等となっているんですけども、これ役場庁舎の防水以外に何か監理業務が含まれてるんですか。

○総務課長（西村洋一君） 外壁のタイルとか外壁の清掃等が含まれております。

○7番（味岡 恭君） 12ページの土木費、住宅の住宅解体費がございますが、350万円ほど補正されております。これなぜ補正になったのかを、その理由を御説明をお願いします。

○建設水道課長（稲森一彦君） 場所につきましては、駅付近の上牧原住宅になります。年度末3月になりまして、入居者の方が退去されまして、それで残り2戸ですけども、それが全てもう入居者がいない、入居を今後募集しないということになりまして、またここにつきましては、今後分譲地のほうを考えておりますので、令和6年度の早急のほうに、早急に取り壊し解体を行いたいと、防災面も考えまして、早めに解体を考えたいということで今回補正をお願いしたところになります。

○7番（味岡 恭君） 当初予算は組んでなかったんですかね。後で350万円の2件分の解体費だけの追加ですか。

○建設水道課長（稲森一彦君） 当初予算には計上しておりませんでした。ただ先ほど申しましたが、入居者の方が令和6年3月末をもって退去となりましたので、まだその時期は当初、もう1月ぐらいには計上しております。予算を当初予算の案として挙げておりましたので、350万円につきましては、この住宅、牧原住宅2戸の予算というふうにしております。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

○1番（吉田精二君） 項3河川費の排水樋管操作委託料ですけども、説明によりますと、御大師の都川と球磨川の合流地点のちょっと上の部分と説明がありましたが、私が以前しているところによりますと、牧良川と都川の合流地点、湯前保育園の前付近にも1か所、排水樋管の管理をしたと思いますが、あの分は入っていないのでしょうか。

○建設水道課長（稲森一彦君） 配水樋管につきましては説明がありましており、都川、御大師堂と言いますか、球磨川に接する部分のみとなっております。今議員がおっしゃられた牧良川部分につきましては、配水樋管の操作関係については、そこには今まではないというところでございます。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号、「令和6年度湯前町一般会計補正予算（第1号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君） 日程第7、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、次の議会の会期・会期日程等議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（金子光喜君） 以上で全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

-----○-----
○議長（金子光喜君） 令和6年第3回湯前町議会臨時会を閉会します。

-----○-----
閉会 午後2時50分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員